

②ヘルプ事業所大津協議会

平成25年度 地域生活支援事業への提言

掲記に関して、大津市における地域生活支援上の実施において、現行の利用実態を踏まえて、市民がより利用しやすいものとなるように、当協議会として下記のとおり規定の見直しを提言します。

記

1. 移動支援事業

移動支援事業に送迎と開始時以外の加算はあるが、介護給付費のサービスと同等の支援を行っており同様の加算を付けることでよりよいサービス提供が可能となります。具体的には下記の通りです。

- ・早朝夜間加算 25パーセント増
- ・深夜加算 50パーセント増
- ・緊急時対応加算 介護給付費と同じ条件
- ・特別地域加算 介護給付費と同じ条件
- ・グループ支援 1回あたりの単価のベースアップ

2. 日中一時支援事業

日中一時支援事業は当初は中軽度の方を集団で支援することを想定していましたが、地域のニーズとしては介護や常時の見守り等で多くの支援を必要とする重度の方の利用希望が多い現状があります。重度の方の利用を可能とするためには、専門性をもった支援員が1対1またはそれに近い支援を実施する必要がありますが、現状の単価では支援員の確保が困難であり対応が不可能となっています。

そこで重度加算の対象者と単価を拡大することで、重度の方の利用希望に対して、より良い支援が可能となります。具体的には下記の通りです。

- ・重度加算を1,500円から2,000円に増やす。
- ・療育手帳A1に相当する児童に対して重度加算の対象者にする。

また、日中一時支援の利用に関して6時間以上の希望が増えています。そこで利用時間の区分に6時間以上8時間未満を創設することで、長時間の利用希望に対して支援が可能となります。

以上